なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と熊本県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、中間ルート案（以下「申請案」という。）、北側ルート案及び南側ルート案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は取得必要面積は最も多いものの、移転対象物件数は最も少ない北側ルート案と同等であること、トンネル及び橋梁の総延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道、農業用道路及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と熊本県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備することにより物流の効率化等を図るとともに、一般国道445号等は、これまで自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に一般国道445号等の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があると認められる。

また、山都町長を会長とする九州中央自動車道建設促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　熊本県上益城郡御船町役場及び同郡山都町役場

第6　収用又は使用の手続が保留されている起業地　熊本県上益城郡山都町北中島字冷水、字小星、字前田、字城ノ尾、字北城ノ尾、字小皿木、字皿木、字西原、字古皿木、字立山及び字境ノ谷、島木字杉ノ谷、字樫又及び字柳又、金内字椛木、字万倍、字戸ノ上、字松ノウソ、字西田、字夕尺、字川原田、字浦田及び字門際、原字藤ノ塔、字中畑、字粉子、字餅田、字前田及び字日暮尾、杉木字高尾、字長尾、字騎者ノ木、字滝下及び字下多良原、上寺字荒平、字山居谷、字梅ノ木、字中前田、字日渡、字村ノ脇、字溝曲、字森ノ本及び字山中並びに城平字城ノ平、字山宮、字西作田、字龍ノ坪、字東城ノ平、字原畑及び字原地内

○近畿地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十二日　　近畿地方整備局長　森　　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号、百七十五号及び百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福知山市字新庄小字岡安一一番一から同市字新庄小字岡安一一番二まで	前	一〇・一五～一六・九六メートル
	後	一〇・八三～一七・九三メートル
	前後	〇〇・〇八七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十二日　　近畿地方整備局長　森　　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	福知山市字新庄小字岡安一一番一から同市字新庄小字岡安一一番二まで	近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十月二十二日

○近畿地方整備局告示第百八十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年十月二十二日　　近畿地方整備局長　森　　昌文

一　登録番号

近畿地方整備局長　16

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社近畿建築確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	仲内　賢治
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年九月十一日

○近畿地方整備局告示第百八十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年十月二十二日　　近畿地方整備局長　森　　昌文